

# 新たな過疎対策法の制定及び支援制度のあり方

政策提言先 総務省、国土交通省、農林水産省

## 政策提言の要旨

国による過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、都市と地方の格差是正を図るための各種施策が実施され、対象地域の生活環境整備や産業振興等の取り組みが進められてきたところです。

しかしながら、全国各地の過疎地域においては、人口減少と少子高齢化が急速に進み、担い手不足をはじめ、集落の維持・活性化や地域交通の維持・確保などの課題を抱え、依然として大変厳しい状況に直面しております。

このため、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で法期限を迎えるにあたり、こうした厳しい状況に置かれている地域の取り組みを支援するための新たな過疎対策法の制定を提言します。

また、新たな過疎対策法では、将来にわたりそれぞれの地域で暮らし続けることができるよう、過疎地域の実情や時代のニーズを反映した対策を講じるよう、併せて提言します。

## 【政策提言の具体的内容】

### 1 新たな過疎対策法の制定

現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で法期限を迎えるなか、人口減少や高齢化が進行し、依然として厳しい状況にある過疎地域の様々な課題の解決に向けた取り組みを推進していくため、時代の趨勢に合った新たな過疎対策法の制定を提言します。

### 2 新たな過疎対策法における対策の充実・強化

新たな過疎対策法の制定にあたっては、将来にわたりそれぞれの地域で暮らし続けることができるよう、「過疎地域の個性的価値ある存続」を理念とし、次のような対策を講じるよう提言します。

#### (1) 過疎市町村の財政基盤強化

過疎対策事業債を拡充するとともに、地方創生関係交付金や地方交付税等の予算を十分に確保し、過疎市町村の財政基盤を強化すること。

#### (2) 過疎対策の対象地域の維持・拡充

① いわゆる「一部過疎地域」については、全国に恩恵をもたらす多面的・公益的機能やその価値は過疎地域と同等であり、「一部過疎」の取扱いを継続すること。

② 過疎地域と同様に人口減少や高齢化が進んでいるものの、人口要件をわずかに満たさない地域を「過疎地域に準ずる地域」として新たに位置付け、過疎対策事業債や補助金のかさ上げなどにおいて、段階的な支援制度を構築すること。

### (3) 過疎地域に対する支援策の拡充

- ① 最先端技術の活用により過疎地域の諸課題を解決するための「5G」の利用環境の早急な整備に向けた支援を拡充すること。
- ② 地域運営組織などによる集落機能の維持・再生の仕組みづくりや地域活動の担い手の確保に向けた取り組みに対する支援を拡充すること。

### (4) 過疎対策における県の役割の明確化と支援措置

新たな過疎対策法において、過疎対策における県の役割を明確化し、県が過疎対策を効果的に推進していくための起債制度などの財政措置を新たに創設すること。

#### 【政策提言の理由】

- 過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有し、都市に対して食料・水資源を供給するとともに、農地や山林による防災・減災に貢献するなど、多面的・公益的機能を果たしており、その価値は全国に恩恵をもたらす国民共有の財産となっています。  
しかしながら、道路等の基盤施設整備や住民生活の基礎的部分で、都市地域との格差解消には至っておらず、依然として全国の過疎地域が人口減少や人口構造の変化等に起因する様々な厳しい課題を抱えています。  
このため、今後、過疎地域が期待される役割を十二分に発揮するためには、それぞれの過疎地域が抱える課題の解決に資する新たな過疎対策法を制定するとともに、過疎市町村の財政基盤を強化し、過疎対策を充実・強化させることが必要です。
- 対象地域として、一部過疎地域を抱える市町村については、同一市町村の区域内の過疎・非過疎地域の格差解消の取り組みを引き続き進めていかなければなりません。  
また、過疎地域と同様に人口減少及び高齢化が進み、厳しい課題を抱えている地域であるにもかかわらず、人口要件をわずかに満たさないために、過疎対策事業債をはじめとする支援制度を活用できない地域は、「過疎地域に準ずる地域」として位置付けて、過疎対策を講じていくことが必要です。
- 過疎地域への支援策としては、過疎地域が抱える医療や福祉、教育などに関する様々な課題を解決するため、IoTやICT、AIなどの先端技術を活用することが効果的であり、過疎地域にこそ「5G」の利用環境の早急な整備が必要です。  
また、人口減少・高齢化が顕著である過疎地域では、集落機能の維持や地域活動の担い手の確保などの課題が山積しており、地域運営組織などによる集落の維持・再生に向けた取り組みに対する支援が必要です。
- 加えて、小規模で財政力の乏しい過疎市町村においては、過疎対策のための様々な施策を、それぞれの市町村が単独で行っても、その効果は限定的なものとなります。  
したがって、本県のように過疎市町村を多く抱える県においては、県全体の底上げを図るため、県が先導して広域的に市町村の過疎対策を支援する役割を果たすことが重要です。  
このため、過疎対策における県の役割を法律上明確化するとともに、その役割を果たすための財政措置を講じることが、過疎対策として極めて有効です。